

令和 6 年度南丹市福祉事業所物価高騰対策支援交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、電気・ガス等の価格高騰により厳しい経営状況にある介護保険サービス事業又は障害福祉サービス事業等を運営する事業者の負担を軽減し、安定的なサービス提供の維持に資することを目的に、各事業者に対し、南丹市福祉事業所物価高騰対策支援交付金(以下「交付金」という。)を予算の範囲内において交付することに関し、南丹市補助金等の交付に関する規則(平成 18 年南丹市規則第 64 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第 2 条 交付金の交付対象となる者(以下「交付対象事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 南丹市内において、令和 7 年 1 月 1 日時点で事業所登録がある別表に掲げるサービスを行う法人(地方公共団体又は特別地方公共団体によって設立された法人を除く。)
- (2) 令和 5 年度決算額と令和 2 年度決算額又は令和 3 年度決算額を比較して光熱費及び燃料費について価格高騰の影響を受けている法人

(交付金の額)

第 3 条 交付金の額は、交付対象事業者が南丹市内で運営する別表に掲げるサービスのうち令和 7 年 1 月 1 日時点で現に稼働している事業所における光熱費及び燃料費が令和 5 年度決算額と令和 2 年度決算額(令和 2 年度決算額がない場合は令和 3 年度決算額)を比較して価格高騰の影響を受けている額の総額とする。ただし、サービスごとの上限額は別表のとおりとする。

2 交付金に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第 4 条 交付金の交付を受けようとする交付対象事業者(以下「申請者」という。)は、南丹市福祉事業所物価高騰対策支援交付金交付申請書(兼実績報告書)(様式第 1 号)に南丹市福祉事業所物価高騰対策支援交付金交付申請額計算書(様式第 2 号)を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書等を受理したときは、その内容を審査の上、交付の適否を決定し、南丹市福祉事業所物価高騰対策支援交付金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、交付申請に係る要件の確認のため、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

3 市長は、第1項の交付決定に際して必要な条件を付すことができる。

(交付金の請求)

第6条 前条第1項の規定による交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、南丹市福祉事業所物価高騰対策支援交付金請求書(様式第4号)により市長に交付金を請求するものとする。

(交付金の交付方法)

第7条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに交付金を当該交付決定者に交付するものとし、支払は当該交付決定者が指定する口座への振込による方法により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定を取り消すことができるものとする。

(1) 交付対象事業者に該当しないことが判明したとき。

(2) 第4条第1項に規定する申請書等の内容に、事実と異なることがあると判明したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、適当な期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実績報告等)

第9条 第4条の交付申請の額及び第5条第1項の交付決定額並びに第7条の交付金額に相違がないときは、規則第14条の実績報告及び同第15条第1項の確定通知を省略することができる。

(報告及び検査)

第10条 市長は、交付金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、交付決定者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

(書類の整備)

第 11 条 交付決定者は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を交付金の受領日から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、交付決定者に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。

別表(第2条、第3条関係)

1 老人福祉法(昭和38年法律第133号)、介護保険法(平成9年法律第123号)又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規定する次のサービスを提供する事業者		
区分	具体的なサービスの種類(※1)	交付上限額
(1) 入所系	養護老人ホーム、軽費老人ホーム(高齢者あんしんサポートハウスを含む)、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員1人当たり15,000円に定員数を乗じて得た額
(2) 通所系	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護	定員1人当たり7,000円に定員数を乗じて得た額
(3) 訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は居宅介護支援	1事業所(※2)当たり30,000円
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する次のサービスを提供する事業者		
区分	具体的なサービスの種類(※1)	交付上限額
(1) 入所系	短期入所、施設入所支援又は共同生活援助	定員1人当たり15,000円に定員数を乗じて得た額
(2) 通所系	生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援又は放課後等デイサービス	定員1人当たり7,000円に定員数を乗じて得た額

(3) 訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援 護、行動援護、保育所等訪問支援、 地域相談支援(地域移行支援、地 域定着支援)、計画相談支援又は 障害児相談支援	1事業所(※2)当たり 30,000円
<p>※1 要介護者向けサービスで介護予防サービスがあるものは、介護予防サービスを含む。</p> <p>※2 複数のサービス(介護保険サービスと障害福祉サービスとの両方の指定を受けている場合であって、同一の従業者によりサービスを提供していると認められる場合を含む。)を一体的に運用していると認められるものについては、1の事業者と数える。</p>		